

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和6年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営、その他<寄附受付、決済、配送管理、コールセンター等>	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社 さとふる	(1)支援業務委託料 寄附金額の12%(税抜) (2)ワンストップ特例オンライン申請サービス利用料 月額6,000円(税抜) (3)返礼品調達費等(実費)	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社さとふる」及びその他3サイトと契約する。 また、株式会社さとふるについては、ポータルサイトの運営、寄附受付、決済だけではなく、配送管理、コールセンター業務等が一体となっており、配送管理以降の業務を切り離した場合でも、一括した場合でも、同額の委託料となるため、一括業務として、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき) 【物品・委託役務関係業務】 (力)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	地域経済振興室	令和6年度ふるさと納税ワンストップ特例にかか る業務	ふるさと納税(寄附金) の寄附者に対して交付 する寄附金受領証明書 等の発行及び発送、附 者から提出を受けたワ ンストップ特例申請書 の受付、審査、登録等 を行う業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目2 番1号 株式会社 さとふる	(1)書面発行 1件につき160 円(税抜) (2)ワンスト ップ特例申請書 の受付 1件につき220 円(税抜)	本業務は、ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」を経由する 寄附受付に付随して発生する業務であり、ふるさと納税の寄 附者に対して、寄附金受領証明書や、ワンストップ特例申請 書等の発行、発送、受付を行うものである。 本業務に必要な寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報 は、「株式会社さとふる」が管理をしているため、以下3つの理 由から、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。 ① 関連する業務を同一事業者へ委託することで、個人情報 を含む情報管理が一元的となり安全で、また、業務の効率化 を図ることができるため。 ② 寄附者にとっては、さとふるが提供するサービスの中で、 手続きの進捗状況を確認できるため、市への問合せを抑制す る効果がある。また、ワンストップ特例のオンライン申請が可 能となり、寄附者の利便性が向上するため。 ③ 別の事業者へ委託する場合、個人情報の移動に関する 手間やリスクへの備えに対する経費等も別途必要となるた め。 随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号 「競争入札に付することが不利と認められるとき。」 【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契 約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、 当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、 経費面で有利なものであるとき。」

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	地域経済振興室	令和6年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	東京都品川区上大崎3丁目1番1号 株式会社トラストバンク	寄附金額の 10%(税抜)	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイトへ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される。一方で、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信の観点から契約対象として適当と考える。なお、各サイトで掲載自治体数及び返礼品掲載数の情報が公表されていることから、注目度及び利便性が高いと推測される事業者の選定ができる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社トラストバンク」及びその他3サイトと契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される時) 【物品・委託役務関係業務】 (力)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当
4	地域経済振興室	吹田市地域就労支援事業コーディネーター業務	地域就労支援コーディネーターを配置し、就職困難者からの就労相談に応じ、必要に応じた適切な情報提供や、関係専門機関への誘導を行うなど、相談者の課題解決に向けた適切な助言・指導を行う。	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会	3,330,180円	吹田市きしべ地域人権協会は、地域就労支援センターの設置要件である※地域就労支援コーディネーターを相談員として配置できる上、長年にわたり、地域における諸問題への対処とその啓発に取り組む団体であることから、地域就労支援岸部センターを設置する区域の事情に精通しているため。 ※地域就労支援コーディネーター …大阪府が実施する就労支援コーディネーター養成講座を受講し、大阪府から修了認定を受けた者 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託関係業務】力 特定の者でなければ当該役務を提供することができないときに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	文化スポーツ推進室	令和6年度吹田市民劇場等運営業務	吹田市民劇場等の実施	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	35,160,000円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であり、指定管理業務の仕様書には、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「吹田市民劇場等運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)
6	文化スポーツ推進室	第15回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務	すいたティーンズクラシックフェスティバルの実施	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	2,750,000円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であり、指定管理業務の仕様書には、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)
7	文化スポーツ推進室	吹田市民文化祭(協議会部門)運営業務	春季・秋季の吹田市民文化祭の実施	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市文化団体協議会	3,077,144円	本業務は、文化芸術の鑑賞や発表の機会を提供し、本市の文化芸術を発展させようとするものである。 契約の相手方の吹田市文化団体協議会は、市民の文化意識の高揚に努めることを目的として設立された団体で、市内の文化関係団体を統括しており、市民との協働により本業務を実施できる唯一の団体であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	文化スポーツ推進室	日本語教室及び日本語学習支援業務	日本語教育の更なる充実やコミュニケーション支援の推進業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市津雲台1丁目2番1号 (公財)吹田市国際交流協会	7,799,000円	本業務は日本語の習得に加え、必要に応じてワンストップ相談センターとも密に連携し生活のあらゆる場面における総合的な支援に繋げていくことが目的であり、それらを一体的に実施できるのは(公財)吹田市国際交流協会のほかにはないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
9	文化スポーツ推進室	外国人等支援及び国際交流促進業務	外国人等の支援及び国際交流に資する業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市津雲台1丁目2番1号 (公財)吹田市国際交流協会	30,438,000円	本業務は生活全般において多岐にわたる相談を円滑に行うために、市内の関係部署との信頼関係だけでなくNPO法人等も含め公的な外部機関とのネットワークを有していることが必要である。また、防災・災害時対応をはじめ市と連携しながら実施する公益性の高い事業も多く、最も効果的に事業を実施できるのは(公財)吹田市国際交流協会のほかにはないため。 (吹田市随意契約ガイドラインの令167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
10	文化スポーツ推進室	令和6年度 吹田市長杯(旗)体育大会等事業に関する業務	吹田市長杯(旗)大会等の実施	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市寿町1丁目1番1号 (公社)吹田市体育協会	25,336,780円	(公社)吹田市体育協会は、本市におけるスポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達、市民生活の向上、発展に寄することを目的とし幅広く活動しています。同団体は、本業務における各種スポーツ大会及び教室、審判講習会等について吹田市民からなる傘下36団体とともに市民の活動に根ざした企画・運営を行うだけでなく、調整等のコーディネート業務も行い、市民スポーツの普及と市民の健康維持増進に努めています。このような市民とともに本業務を円滑に遂行できる団体は(公社)吹田市体育協会のほかにはないことから、本業務はその性質上競争入札に適さず地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により同協会と随意契約を行うものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2)競争が成り立たない契約をするときエ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため特定の者を契約の相手とする場合」に該当)

5月～8月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和6年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和6年9月11日から 令和7年3月31日まで (令和6年9月11日)	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 アマゾンジャパン合同会社	寄附金額の 10%(税抜)	本業務は、都市魅力の発信及び地域経済の振興を目的としており、業務内容としては、ふるさと納税ポータルサイト(以下「サイト」という。)へ、本市の返礼品を掲載し、市外の寄附者からサイトを経由して、ふるさと納税を受け付けるものである。 サイト事業者は多数あるが、市場シェア率の低い事業者と契約すると、寄附者の注目度及び利便性が低くなるものと推測される一方、掲載自治体数及び返礼品掲載数の豊富なサイト事業者は、寄附者の注目度が高く、本市の魅力発信という点で効果的であることから、現在、市場シェア率の高い4つのサイト運営事業者と契約している。 アマゾンジャパン合同会社が今年度から開始を予定しているサイトは、大手ECサイト「Amazon」との連携が予定されており、その認知度の高さから、同形態の楽天グループ株式会社が運営する「楽天ふるさと納税」と同じく、ポータルサイト開始直後から高い市場シェア率を獲得することが予想される。 また、返礼品掲載予定の自治体数も開始前からすでに多く見込まれ、寄附者からの注目度、魅力発信の点においても、本市が現在掲載しているサイトと比較して同程度と考えられることから、「アマゾンジャパン合同会社」と契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき) 【物品・委託役務関係業務】 (カ)「特定の者でなければ役務を提供することができないとき。」に該当

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	シティプロモーション推進室	2025年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務	全体計画の作成、市内で行う市内魅力を再発見するワークショップ、シンポジウムの開催、大規模イベントの企画・実施、これらの広報・プロモーション等。	令和6年10月4日から 令和8年3月31日まで (令和6年10月4日)	大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー 博報堂・オズマピーアール共同企業体	総額 57,145,000円 (内訳) 令和6年度 22,825,000円 令和7年度 34,320,000円	今回の業務については、プロポーザル審査を行いプロポーザル選定委員会によって選定された相手方と締結する契約。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定のものでなければ役務を提供することができないとき。 〈例〉4 プロポーザル方式又はコンペ方式により技術、ノウハウ等の競争が行われ、その結果選定した相手方と締結する契約)
2	文化スポーツ推進室	オーパス・スポーツ施設情報システムデータ改修業務	「吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針」に基づくスポーツ施設の使用料改定に伴うシステムデータ改修業務。	令和6年10月22日から 令和7年3月31日まで (令和6年10月22日)	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 一般財団法人 関西情報センター	7,471,200円	オーパス・スポーツ施設情報システム(ASPサービス)の利用については、一般財団法人関西情報センターと長期継続契約(令和4年2月1日～令和9年1月31日)をしており、同システムの改修・設定変更等は当該事業者でなければ役務を提供できないことから、単独随意契約とするものです。(随契ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

11月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

12月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化スポーツ推進室	吹田市立総合運動場トラック公認継続に伴う修繕業務	昨年度実施した吹田市立総合運動場公認継続に伴う事前調査の回答結果に基づき、陸上競技場のトラックを修繕するものです。	令和6年12月16日から 令和7年3月31日まで (令和6年12月16日)	大阪府大阪市中央区船越町2丁目4番12号 長谷川体育施設株式会社 関西支店	5,636,400円	陸上連盟が定める「陸上競技場公認に関する細則」第8条第2項第6号において、「舗装材は既存の舗装材と同等のものとし、表面仕上げおよび硬度は、既存の舗装と同一とする」と明記されており、総合運動場のトラック表面のウレタンを被膜するスプレーエンボスST工法については長谷川体育施設株式会社の独自工法であり、当該事業者でなければ役務を提供できないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【建設工事】(1)に該当)

1月分については対象案件はありません。

令和6年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

2月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化スポーツ 推進室	武道館自動扉修繕	武道館自動扉の取替修繕	令和7年2月14日から 令和7年3月31日まで (令和7年2月14日)	大阪府茨木市丑寅2丁目 13番34号 ナブコドア(株)	3,113,000円	武道館の自動扉はナブコドア株式会社によって設計、製造されたもので、その修繕については、メーカー独自の技術を用いた扉製作や機械部分の操作など機器の特性を理解した調整が必要であり、自動扉作動時の安全性の確保の観点においても他の業者では行うことができないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号「(1) 契約の相手方が特定されるとき。」に該当する) 【建設工事】 ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないとき。 イ 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に 施工させる必要があるとき。

3月分については対象案件はありません。